

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 筑後市 (都道府県: 福岡県)

本事業の担当部局名 総務部企画調整課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	筑後市結婚新生活家賃支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,529,000				円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 筑後市はこれまで「第1期筑後市総合戦略(H27)」や「第2期筑後市総合戦略(H31)」に基づき、「安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる」を基本目標に、少子化対策に総合的に取り組んできた。本市は合計特殊出生率が1.62(R4)と全国や福岡県の平均と比較すると高いものの、人口を将来にわたって維持するために必要な人口置換水準の2.07には届いていない。それに加え、生涯未婚率も16%(H27)から18%(R2)と増大しており、未婚化・晩婚化が進行している。</p> <p>また、平成27年に実施した「人口ビジョン・総合戦略に関するアンケート(結婚・子育て世代向け)」において、「未婚者が現在独身である理由」という設問で、「収入など結婚生活のための経済基盤のめどがたたないから」と回答した割合が男性41.7%、女性14.3%となっており、特に男性においては独身である理由の中で2番目に多い数値となっている。このことから、出会いの機会創出の取組と連携して、経済的支援を行うことが不可欠である。</p> <p><当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け> <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 「第2期筑後市総合戦略」の基本目標3「安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる」において講ずべき施策に、家族形成の支援に関する取組が挙げられている。過年度に引き続き当事業を実施し経済的負担の軽減によって結婚の後押しするとともに、家族の日に関するイベントを実施することで子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めることを狙いとする。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 なし ※要件緩和分は自治体単費にて実施		
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 婚姻日において夫婦の年齢合計が80歳未満であること ※要件緩和分は自治体単費にて実施		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 住宅賃借費用に係る合計が17万円		
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 住宅賃借費用に係る合計が17万円			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							
市税等の滞納がないこと。暴力団関係者でないこと。 支給期間: 申請を受けた日の属する月を含め最大36ヵ月 ※要件緩和部分は、本交付金対象外とし一般財源で対応。							

2. 申請見込

①新規世帯見込	25	世帯	②継続世帯見込	37	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	12	世帯		
	その他	13	世帯		

【世帯数積算根拠】

R5年度申請見込件数 60件(国庫補助対象:25件、国庫補助対象外:35件)
R6年度申請見込件数 60件(国庫補助対象:25件、国庫補助対象外:35件)
(29歳以下の場合)
補助世帯見込数:12件=①60件×②1/2×③5/12
①令和6年度事業申請見込件数60件(国庫補助対象外も含む)(R5年度申請見込のとおり)
②夫婦ともに29歳以下の世帯の割合1/2
③国庫補助対象世帯割合5/12
(30歳以上の場合)
補助世帯見込数:13件=①60件×②1/2×③5/12
①令和5年度事業申請見込件数60件(国庫補助対象外も含む)(R4年度申請見込のとおり)
②夫婦ともに30歳以上の世帯の割合1/2
③国庫補助対象世帯割合5/12

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	25 世帯
～12月(実績)	22 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	12 世帯 × 600,000 円 =	7,200,000 円	下記のとおり積算 ①新規世帯分 [(家賃分月上限10,000円)×12ヵ月+敷金等50,000円]×25 世帯=4,250,000円 ②継続補助分 37世帯 2,279,000円 ①+② 6,529,000円
(その他)	13 世帯 × 300,000 円 =	3,900,000 円	
	(継続補助)	2,279,000 円	
	合計	13,379,000 円	

3. 広報の実施予定

市HP、広報誌、SNSを通じて広報する。
チラシを作成し、市内の不動産業者や結婚相談所、若い世代が利用する施設等に各100部を設置し周知する。
市民課において婚姻届を提出された世帯にチラシを渡し周知する。

重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		1.81(令和6年)	1.62(令和4年)
	若年層有配偶者率	%	50.5(令和6年)	50.3(令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.62(令和4年)	
	婚姻件数	件	200(令和4年)	
	婚姻率		4.34(令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目			
	(アウトプット)			
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	100
	(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	50.9
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	64.2
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。 ・勤務地等が市外の世帯も多いため、近隣市町の同様の事業をお互いに周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・不動産業者や引っ越し業者に対し、チラシの配架やPRのぼり旗の掲示に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・結婚の後押しとなるきっかけづくりのため、普段から目につきやすい飲食店やスーパーなどでチラシの配架を行う。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。